

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用	CPS-V23069-17	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	昭和40年12月9日
		改正	平成28年6月30日
			令和3年4月8日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として航空自衛隊で使用するトレーラ 2 1 / 2 t 発電機用（以下、「トレーラ」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、次によるほか、C&LPS-V00008の1.2 及びC&LPS-Y00007の1.2 による。

1.2.1

空車状態

トレーラに潤滑油及び油脂類を全量搭載し、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態。

1.2.2

最大積載状態

空車状態のトレーラに、最大積載量の荷物を均等に積載した状態。

1.3 種類

種類は、表 1 による。

なお、調達する種類については、調達要領指定書により指定する。

表 1－種類

品名	種類	荷台形式	物品番号
トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用	I 型	付図 1 による。	2330-422-8311-5
	II 型	付図 2 による。	2330-422-8310-5
	III 型	付図 3 による。	2330-427-8244-5

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、品名及び種類による。

例 トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用 I 型

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S D 6 6 0 5	自動車部品—トラックトラクタ及びトレーラのエアブレーキ用ホースカップリング
J I S D 6 6 0 6	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
N D S Z 8 2 0 1	標準色
M I L - D T L - 6 4 1 5 9	CAMOUFLAGE COATING, WATER DISPERSIBLE, ALIPHATIC POLYURETHANE, CHEMICAL AGENT RESISTANT

b) 仕様書

D S P D 0 0 0 3	3 1 / 2 t トラック
D S P L 4 7 6 8	帆布
D S P Z 1 0 0 5	燃料携行缶
C P S - G 6 1 0 5 6	発動発電機 5 k W
C P S - G 6 1 0 8 5	発動発電機 1 3 k V A
C P S - G 6 1 1 1 9	発動発電機 1 5 k W (5 0 / 6 0 H z)
C P S - G 6 1 1 2 0	発動発電機 3 0 k W (5 0 / 6 0 H z)
C P S - G 6 1 1 3 1	発動発電機 4 5 k W
C P S - G 6 1 1 3 9	発動発電機 3 0 k W (移動用多重通信装置)
C P S - G 6 1 1 4 0	発動発電機 3 0 k W (移動式気象レーダ装置等)
C P S - G 6 1 1 4 2	発動発電機 1 5 k W (移動警戒隊用整備シェルターN MX - 3 5 4 型用)
C P S - G 6 1 1 4 4	発動発電機 4 5 k W (4 0 0 H z)
C P S - G 6 1 1 5 3	発動発電機 3 0 k W (J / T R Q - 5 0 6 用)
C P S - V 2 3 1 0 8	トラック 2 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ
C & L P S - Q 0 0 0 1 2	需品等関係カタログ製品(発動発電機 1 2 . 2 k V A)
C & L P S - V 0 0 0 0 8	車両等共通仕様書
C & L P S - Y 0 0 0 0 7	調達品等一般共通仕様書

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C&LPS-V00008の2.1によるほか、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 主フレーム
- b) 懸架装置
- c) 制動装置
- d) 電気装置
- e) 補助脚
- f) ジャッキ
- g) けん引環
- h) 歩み板

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、付図1～付図3を基準とするほか、次による。

なお、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は、承認図面による。

a) 主フレーム 主フレームは、次による。

- 1) 鋼材を使用した平床式とする。
- 2) 前部は、ドローバー方式とし、先端にけん引環を取り付ける。
- 3) I型及びII型は、表2のうち、調達要領指定書により指定した発動発電機の種類及びその数量を、積載取り付け可能な構造とする。
- 4) III型は、CPS-G61085に示す発動発電機13kVA（以下，“発動発電機13kVA”という。）2SE及び付図4に示すケーブル1SEを積載取り付けできる構造とする。

5) けん引車両 けん引車両は、次による。

- 5.1) I型及びII型は、DSP-D0003に示す3 1 / 2 tトラック（以下，“3 1 / 2 tトラック”という。）及びCPS-V23108に示すトラック2 1 / 2 t 4 × 4カーゴ（以下，“トラック2 1 / 2 t 4 × 4カーゴ”という。）に連結使用できなければならない。
- 5.2) III型は、3 1 / 2 tトラックに連結使用できなければならない。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

- 6) 発動発電機の種類に応じた、トレーラへの積載取り付け穴あけ加工については、調達要領指定書により指定する。

表 2 - 発動発電機の種類

仕様書番号	名 称
CPS-G61056	発動発電機 5 kW
CPS-G61119	発動発電機 15 kW (50 / 60 Hz)
CPS-G61120	発動発電機 30 kW (50 / 60 Hz)
CPS-G61131	発動発電機 45 kW
CPS-G61139	発動発電機 30 kW (移動用多重通信装置)
CPS-G61140	発動発電機 30 kW (移動式気象レーダ装置等)
CPS-G61142	発動発電機 15 kW (移動警戒隊用整備シェルター NMX-354 型用)
CPS-G61144	発動発電機 45 kW (400 Hz)
CPS-G61153	発動発電機 30 kW (J/TRQ-506 用)
C&LPS-Q00012	発動発電機 12.2 kVA デンヨー (株) DCA-15ESX (50 Hz) , 東洋電機工業 (株) TG-14SBS (60 Hz)

- b) 懸架装置 懸架装置は、このトレーラの用途に、必要な強度を有する構造でなければならない。
- c) 制動装置 制動装置は、次による。
- 1) 主ブレーキは、次による。
 - 1.1) けん引走行中にけん引車両とトレーラが離れたとき、自動的に制動する非常用ブレーキ装置を設ける。
なお、ブレーキエアホースは、**JIS D 6605 重ね式**とする。
 - 1.2) I 型及び II 型は、エアサーボによる油圧式とする。
 - 1.3) III 型は、エアサーボによる油圧式又はエアースプリングチャンバー (増圧装置) によるフルエア圧式とする。
 - 2) 駐車ブレーキは、手動拡張式とし、操作ハンドルは、荷台前方左フレーム下に取り付ける。
なお、主ブレーキの操作と関係なく、駐車ブレーキ単独で操作可能な機能を有しなければならない。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

d) 電気装置 電気装置は、次による。

- 1) 電源は、けん引車両の24V蓄電池とし、けん引車両との接続のため、トレーラ前方に、7極電線カップリングJIS D 6606 7TP-1を取り付けたケーブルJIS D 6606 7TCを、配線する。

なお、ケーブルの長さは、けん引時に支障のない長さとする。

- 2) 灯火類は、訓令の保安基準によるほか、管制用尾灯及び管制用制動灯を左右後方に各1EA取り付け、平時用及び管制用の切り換えスイッチを設ける。

e) 補助脚 車輪付とし、荷台をほぼ水平に調整可能なスクリージャッキ式とし、けん引車両との連結時には、後方に折りたたんで固定される構造とする。

なお、けん引走行中に固定がはずれないように安全装置を設ける。

f) ジャッキ ジャッキは、次による。

- 1) ネジ式ジャッキとし、主フレームの後部両端に備える。
- 2) 発動発電機使用中は、立てた状態で、けん引走行中は、フレーム下面に収納された状態で、固定が可能な構造でなければならない。
- 3) ジャッキのネジ棒の下端に接地盤を取り付け、その連結には、ボールジョイントを使用する。

g) けん引環 けん引環（以下，“ルネット・アイ”という。）は、太さ42 mm¹⁾、内径90 mmの鍛造鋼環とするほか、次による。

- 1) ルネット・アイの高さは、発動発電機を積載取り付けしない状態で、次を基準とする。

1.1) I型 900 mm¹⁾及び1045 mm¹⁾の位置に調整可能な構造とする。

1.2) II型 950 mm¹⁾とする。

1.3) III型 915 mm¹⁾及び1060 mm¹⁾の位置に調整可能な構造とする。

- 2) ルネット・アイの取り付けは、次による。

2.1) I型及びIII型については、フレームに強固に取り付けたブロック及びトーイングアームを介して、取り外し可能なボルト止めにより取り付ける。

2.2) II型については、フレームに強固に取り付けたブロックに取り付ける。

- 3) けん引車両のアイ・レットに結合するため、太さ10 mm¹⁾のフック付鎖2本を備える。

なお、鎖の長さは、けん引時に支障のない長さとする。

注¹⁾ 許容誤差については、製造会社の規定によるほか、細部は、承認図面による。

h) 歩み板 歩み板は、次による。

- 1) I型及びII型については、主フレームの両側にフェンダー兼用の歩み板を発動発電機の全長にわたって取り付ける。

なお、歩み板上面には、滑り止め処置を施すほか、フェンダー前部両側にDSP Z 1005に示す燃料携行缶の取付用ブラケットを取り付ける。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

- 2) III型については、主フレームの両側に、床板及びフェンダー兼用の歩み板を発動発電機の全長にわたって取り付け、発動発電機が置かれる部分以外の歩み板上面には、滑り止め処置を施す。

2.4.2 寸法

寸法は、表3によるほか、付図1～付図3を基準とする。
 なお、細部は、承認図面による。

表3－寸法

単位 mm

区 分	I 型	II 型	III 型
全 長	最大4 8 0 0	最大5 3 5 0	最大5 0 5 0
全 幅	最大2 3 1 5		
床までの高さ	9 2 0		9 2 0～ 9 4 0
トレッド	1 8 7 0		
ルネット・アイ中心から後車軸中心まで	3 1 5 0	3 5 9 0	3 1 0 0～3 4 0 0

2.4.3 質量

質量は、表4によるほか、細部は、承認図面による。

表4－質量

単位 kg

区 分	I 型	II 型	III 型
空車状態の質量 (附属品を含む。)	最大1 4 0 0	最大1 5 5 0	
最大積載量	2 7 5 0	3 0 0 0	
最大積載状態の質量	最大4 1 5 0	最大4 5 5 0	

2.5 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない
- c) 塗装は、C&LPS-V00008の2.3及び表5による

なお、塗装の種類は、調達要領指定書により指定するほか、細部は、承認図面及び色見本による。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

表 5 - 塗装の種類

種類	塗料及び塗装方法
高射部隊用	車体の外部塗装用塗料は、MIL-DTL-64159 TYPE II, Colors Green 383により塗装する。 また、車軸及び懸架装置は、製造会社仕様の黒色で塗装する。
高射部隊用以外	車体の外部は、製造会社仕様塗料を使用し、NDS Z 8201の色番号2314 OD色により塗装する。 また、車軸及び懸架装置は、製造会社仕様の黒色で塗装する。

2.6 性能・機能

性能及び機能は、表 6 の試験方法に適合しなければならない。

表 6 - 試験方法

項 目	試験方法	判定基準
最大安定傾斜角	訓令の規定に適合しなければならない。	
制動装置性能		
運行性能	最大積載状態で、けん引車両に連結し、平地、坂路、長坂路、舗装路、砂利などを含む試験路を50km以上走行し、その間各装置の機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	異常があつてはならない。
非常用ブレーキ	空車状態でけん引車両に連結し、けん引車両の機関を始動させ、空気圧が490kPa以上になったらトレーラのブレーキエアホースを切り離し、けん引車両を低速発進させ、トレーラの制動状態を調べる。	

2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。

なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の“車両法適用除外指定の車両”とする。

3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

5 その他の指示

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。
- f) 特定化学物質等の資料については、C&LPS-Y00007の4.1.3による。
- g) 貴金属等資料については、C&LPS-Y00007の4.1.4による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品

附属品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、表7による。ただし、不要とする場合は、調達要領指定書により指定する。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

表 7 - 附属品

種類	品名	数量及 び単位	注記
I 型及びII 型	ボルト	1 式	調達要領指定書により指定した発動発電機を、トレーラへの積載取り付け可能なものとする。
	ナット		
	ワッシャ		
	発動発電機保護用帆布	1 枚	調達要領指定書により指定した発動発電機を、完全に覆うことが可能なものとし、 DSP L 4768 のうち、適当な種類のものとする。 なお、細部は、承認図面による。
III 型	発動発電機固定用器具	1 式	発動発電機 13kVA2SE を、着脱可能なボルト止めで固定し、トレーラに積載取り付けするためのものとし、細部は、承認図面による。 なお、積載取り付けした状態で、整備作業ができなければならない。
	ケーブル固定用器具	1 式	付図 4 に示すとおり、商用電源ケーブル及び発動発電機用ケーブル各 1EA を、 付図 3 に示す位置に固定可能な構造とする。また、けん引走行中における安全を確保できなければならない。 なお、細部は、承認図面による。
	ケーブル保護用帆布	1 枚	ケーブル用固定具を完全に覆うことが可能なものとし、 DSP L 4768 のうち、適当な種類のものとする。 なお、細部は、承認図面による。

5.4 貸付品

契約の相手方は、**表 8** に示す車両の貸付けを受けることが可能である。なお、貸し付けを受ける場合は、時期及び場所について、補給本部需品部需品第 1 課長（以下、“需品 1 課長” という。）に調整する。

なお、貸付けの手続き等は、**航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）**により行う。

品 名	トレーラ 2 1 / 2 t 発電機用
-----	---------------------

表 8 - 貸付品

種類	品 名	数量及 び単位	注記
I 型 及び II 型	3 1 / 2 t トラック又 はトラック 2 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ	1 両	引き渡し場所は、需品 1 課長が指 示する場所とし、貸付期間は 3 0 日間を限度とする。
III 型	3 1 / 2 t トラック	1 両	
	発動発電機 1 3 k V A	1 E A	

5.5 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

- a) **承認用図面** 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3より、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。
- 1) 外形図（寸法及び質量を含む。）
 - 2) 塗装配置図
 - 3) 航空自衛隊標識図
 - 4) 銘板図
 - 5) その他必要な図面
- b) **色見本** 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4による。

5.6 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.7 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

5.8 現地調査

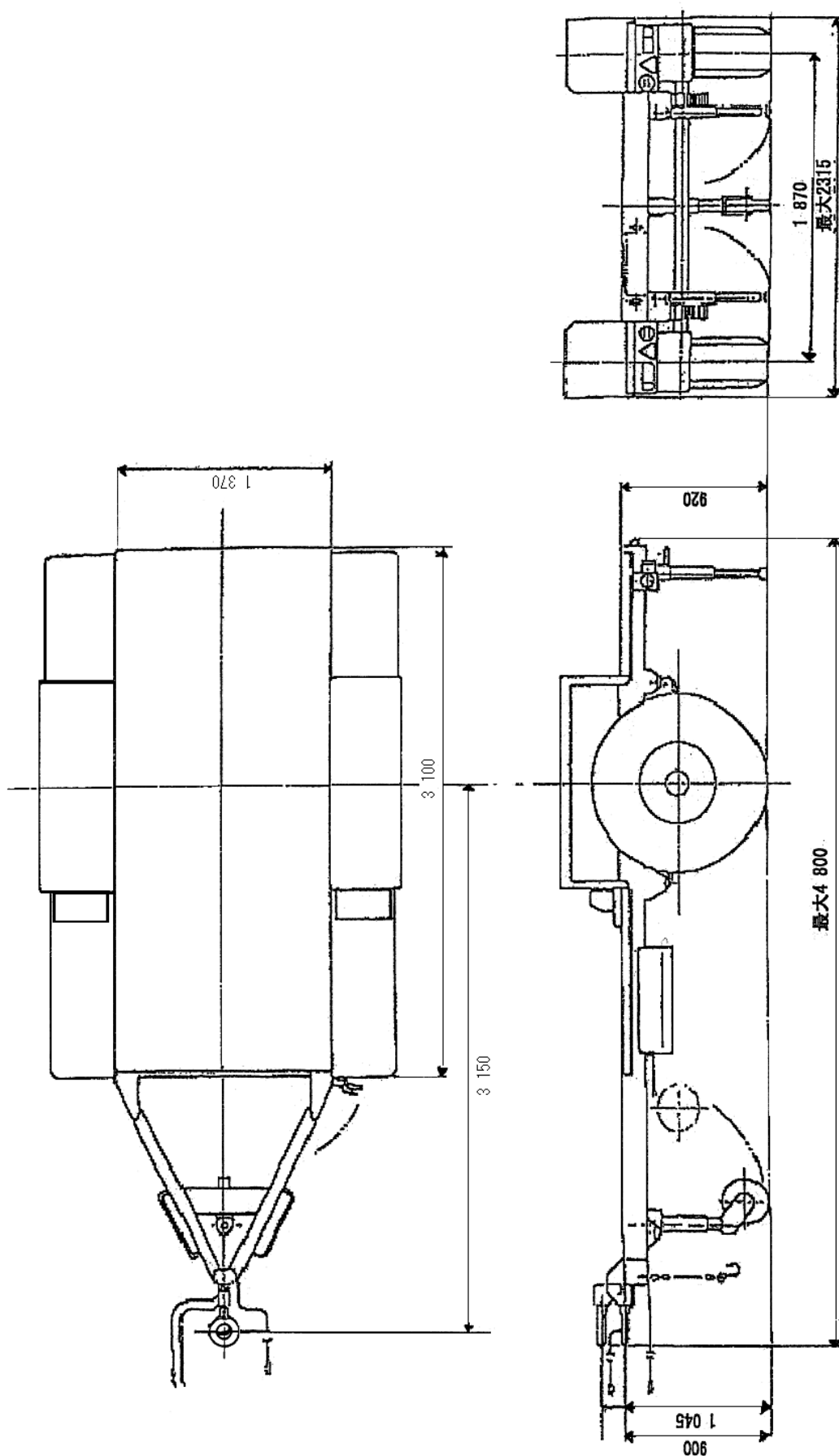
契約の相手方は、契約締結後、積載取り付けする発動発電機等の現物確認が必要な場合には、需品 1 課長と調整のうえ、現地調査を行うことが可能である。

5.9 官側における支援

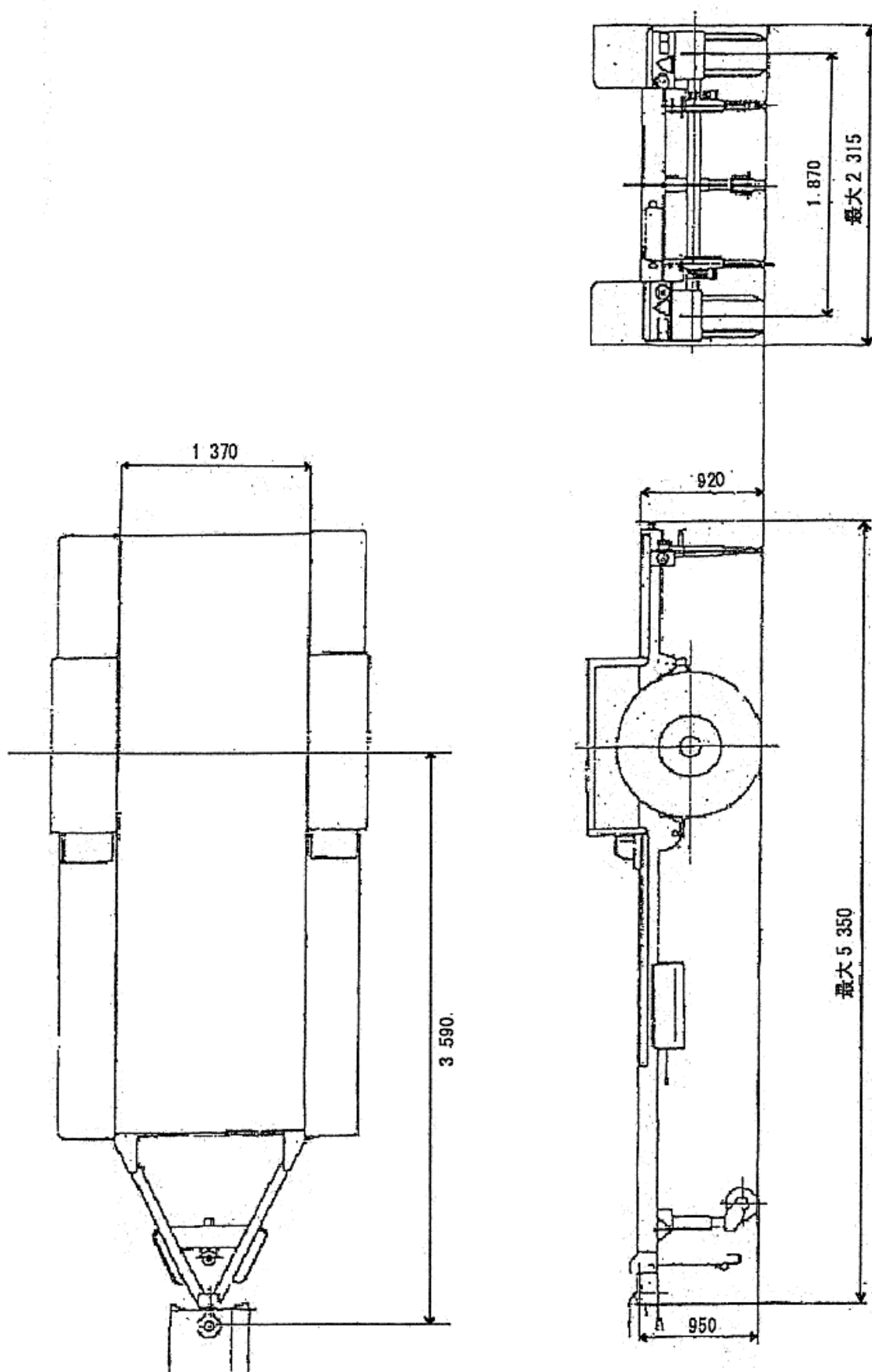
契約の相手方は、現地調査を行うにあたり、次の支援を無償で受けることが可能である。

なお、支援が必要な場合は、需品 1 課長と調整する。

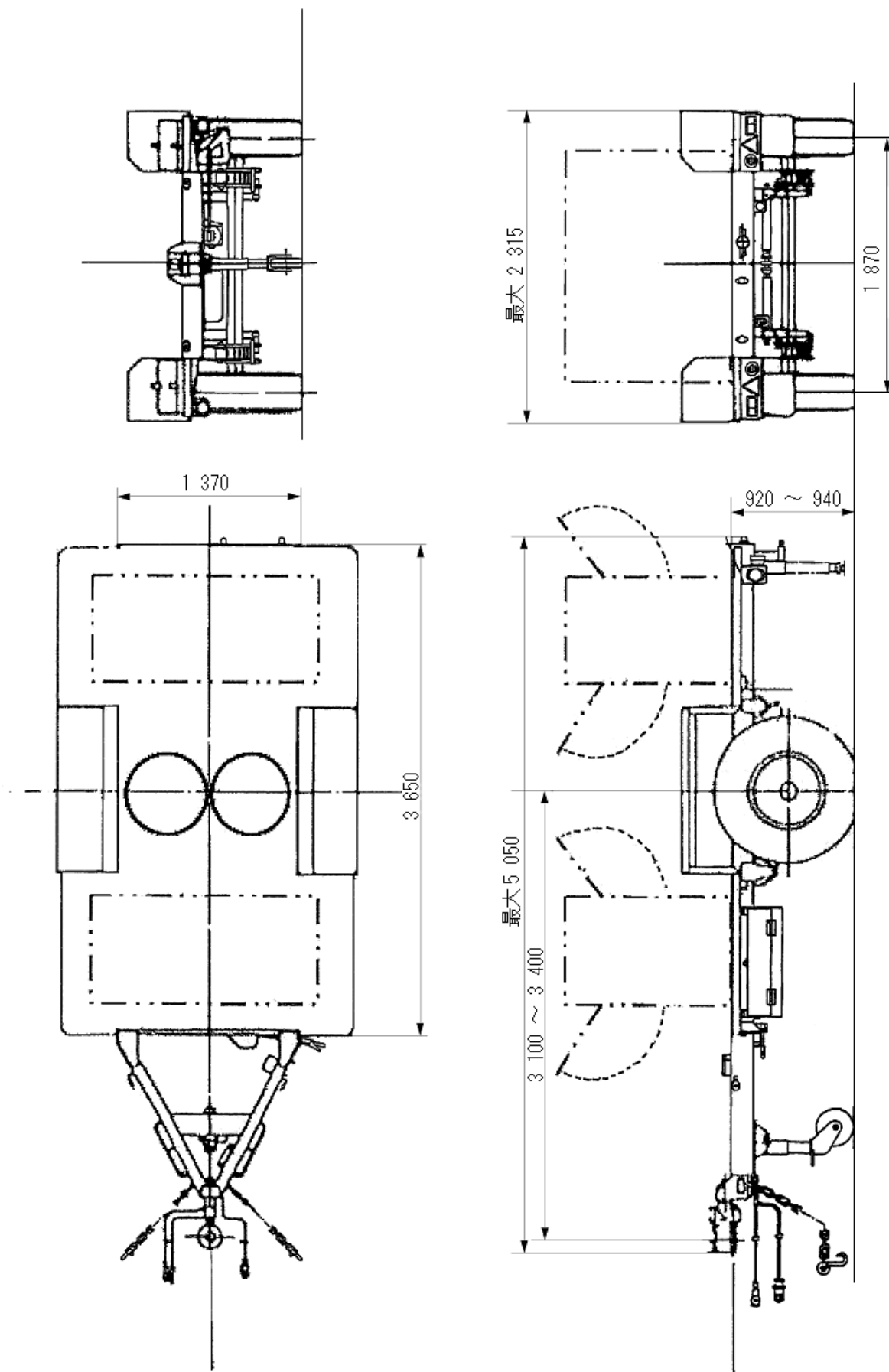
- a) 作業場所の提供
- b) 作業員に対する事務処理の場所の提供



付図1-トレーラ2 1/2 t 発電機用 I 型

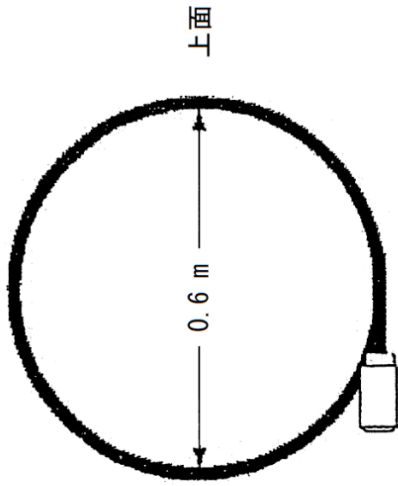


付図2-トレーラ2 1/2 t 発電機用II型



付図3-トレーラ2 1/2 t 発電機用Ⅲ型

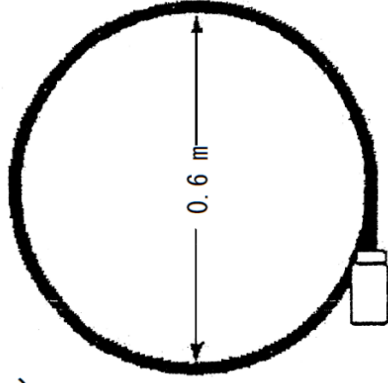
1 商用電源ケーブル



長さ : 30 m
質量 : 27 kg
巻き数 : 16巻

上面

2 発動発電機用ケーブル



長さ : 10 m
質量 : 9 kg
巻き数 : 5巻

上面



0.35 m

側面



0.13m

側面

電源ケーブル仕様 (共通)

電源ケーブル仕様 (共通)			
線心数	導体サイズ(mm ²)	仕上げ外形(mm)	概算質量(kg/km)
4	14	22	910
キャブタイヤケーブル 600V2PNC14×14			

注記 寸法及び質量は基準とする。

付図4-トレーラ2 1/2 t 発電機用Ⅲ型におけるケーブル